

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「委員会」という）は、証券取引及び金融先物取引の公正を図り、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持する目的で、平成4年7月20日に設置された機関である。

委員会は、委員長及び2名の委員で構成される合議制の機関で、その任命は大蔵大臣が国会の同意を得て行うが、委員長及び委員は独立してその職権を行使する。

なお、委員会には、その事務を処理するために事務局が置かれているほか、地方の財務局、財務支局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という）に証券取引等監視官が置かれている。

委員会は、このような体制のもと証券会社等に対する検査、日常的な市場監視及び取引の公正を害する犯則事件の調査等の活動を通して、市場の公正性・透明性を確保し、我が国証券市場等の健全な機能の発揮に資することとしている。

本公表の対象期間（平成7年7月1日から8年6月30日まで。以下同じ）における委員会の活動状況は、第1章以下で詳述するが、犯則事件の調査・告発、検査及び取引審査の概要は次のとおりである。

(1) 犯則事件の調査・告発

犯則事件の調査については、月刊雑誌「ギャンぶる大帝」の記事に係る風説の流布の嫌疑により強制調査を実施するとともに、損失補てんの事実により証取法違反の罪に該当するとして1件の告発を検察官に対して行った。

この結果、委員会は、発足以来これまで相場操縦1件、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出1件、内部者取引2件、風説の流布1件及び損失補てん1件、合計6件の事実について告発を行っている。

(2) 検査

委員会が行う検査の対象会社は、証券会社や証券業務の認可を受けた金融機関等であるが、このうち、国内証券会社84社、外国証券会社2社及び証券業務の認可を受けた金融機関10機関に対して検査に着手した。

この結果、委員会が、発足以来これまでに検査した国内証券会社は延べ320社にのぼっており、2巡目に入っている。また、発足以来これまで外国証券会社22社、証券業務の認可を受けた金融機関45機関についても検査を行っている。

検査の実施に当たっては、取引ルールの遵守状況、営業姿勢及び内部管理体制の点検を重点事項としたが、検査の結果、取引ルールの遵守状況については、呑行為（9頁参照）等の法令違反行為などが、営業姿勢については、積極的に取り組んだ転換社債や外国債券等の営業における顧客の属性等を軽視した投資勧誘の問題点などが、また、内部管理体制については、社内の管理システムの活用が不十分であったことや役職員の法令遵守意識の不足などの問題点が一部の証券会社に認められた。

なお、これらの問題点のうち証券会社又はその役員及び使用人に重大な法令違反が認められた2社9人については、大蔵大臣に対し行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行った。

(3) 取引審査

日常的な市場監視を行う取引審査については、価格形成に関する審査158件、内部者取引に関する審査54件、その他の観点からの審査3件の合計215件につき審査を実施した。

この結果、委員会は、発足以来これまでに797件の審査（価格形成に関するもの585件、内部者取引に関するもの178件、その他の観点から行ったもの34件）を行っている。

審査の実施に当たっては、証券会社等がどのように関与していたか、さらに、それらの取引の中に証取法等の法令に触れるものはなかったか、また、自主規制機関が有効に市場監視の機能を果しているかなどの面を重要なポイントとしている。

本公表の対象期間においては、全般的に市況回復基調にあったこと等から株価が急騰した銘柄が多く、審査件数は前事務年度より増加した。審査の内容としては、価格形成に関しては、株価急騰局面において特定委託者グループによる売買がみられたもの、また、決算期末に株価が大きく変動したものなどを中心に審査を行った。内部者取引に関しては、発行会社が新株等の発行、業績予想の修正、業務に起因する損害の発生、株式分割、合併などの公表を行うことにより株価が大きく変動するなど、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼしたと思われるものなどを中心に審査を行った。